

成年後見制度の3種類の表

	後 見	保 佐	補 助
対象となる方	判断能力が欠けている のが通常の状態の方	判断能力が著しく不十 分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることが できる方	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など（注1）		
成年後見人等（成 年後見人・保佐 人・補助人）の同 意が必要な行為	（注2）	民法13条1項所定の 行為 （注3）（注4）（注5）	申立ての範囲内で家庭 裁判所が審判で定める 「特定の法律行為」（民 法13条1項所定の行為 の一部）（注1）（注3）（注 5）
取消しが可能な行 為	日常生活に関する行為 以外の行為（注2）	同上 （注3）（注4）（注5）	同上 （注3）（注5）
成年後見人等に与 えられる代理権の 範囲	財産に関するすべての 法律行為	申立ての範囲内で家庭 裁判所が審判で定める 「特定の法律行為」（注 1）	同左（注1）
制度を利用した場 合の資格などの制 限	医師、税理士等の資格 や会社役員、公務員等 の地位を失うなど（注 6）（注7）	医師、税理士等の資格 や会社役員、公務員等 の地位を失うなど（注 7）	

（注1）本人以外の者の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

（注2）成年被後見人が契約等の法律行為（日常生活に関する行為を除きます。）をした場合には、仮に成年後見人の同意があったとしても、後で取り消すことができます。

（注3）民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

（注4）家庭裁判所の審判により、民法13条1項所定の行為以外についても、同意権取消権の範囲とすることができます。

（注5）日用品の購入などの日常生活に関する行為は除かれます。